

緊急事態宣言発令下の保健体育教職課程における専門実技の開講形式の工夫

渡辺輝也, 水藤弘史, 杉浦春雄

愛知学院大学心身科学部

キーワード: だき合わせ開講, Web 授業, その場しのぎ, 時間稼ぎ, 単位認定基準

【要 旨】

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い筆者の本務校(以下「本学」)は2020年度の春学期には全授業をWebにて実施することとした。本研究では、本学における2020年度の専門実技の開講形式の工夫について紹介するとともに、得られた経験知の今後の活用可能性について検討した。本学では、専門実技の開講に際して、実技を伴う対面授業の実施可能性を模索するために、春学期開講の科目Aと秋学期開講の科目Bを臨時的にだき合わせ開講とした。そして、春学期には科目Aの履修者にはWeb授業によるガイダンス1コマ、科目Aの7コマのWeb授業、そして秋学期開講の科目Bの7コマのWeb授業を受講させた上で単位認定を保留することとした。また、秋学期には、当該受講者には科目Bを履修させて、A、B両科目の残りの授業を受講させ、学年末に両科目の単位認定を行うこととした。この方策は、2020年度全体での実技を伴う対面授業の実施の模索、実技を伴う対面授業が可能になるまでの「その場しのぎ」、そして専門実技としての指導内容をWeb授業で担保する準備のための「時間稼ぎ」を可能にするとともに、今回の臨時的対応を通じて得られた経験知は今後も多様な状況で活用できることが示唆された。

スポーツパフォーマンス研究, 12, 766-785, 2020年, 受付日: 2020年5月5日, 受理日: 2020年12月2日

責任著者: 渡辺輝也 愛知学院大学心身科学部 〒470-0195 日進市岩崎町阿良池12

teruya.w@hotmail.co.jp

A temporary way of offering practical sports courses in a physical education teacher training curriculum during the COVID-19 pandemic when in-person education is not possible.

Teruya Watanabe, Hiroshi Suito, Haruo Sugiura

Aichi Gakuin University

Key words: paired offering of courses, remote lesson, makeshift, putting off of problem-solving, standard for granting credit

【Abstract】

Starting with the spring semester of 2020, the university where the authors are employed decided to provide all subjects as remote lessons (on-demand or online lessons) because of restrictions associated with the COVID-19 pandemic. This paper describes how the authors tried to maximize the outcomes of practical sports courses during these difficult conditions when in-person education was not possible. At the university, all kinds of practical sports courses are offered in both the spring and fall semesters. Students who want to take up these subjects are divided into two groups and told to take classes in the spring or fall semesters to even out the number of students in each of the courses. The authors decided that subject A, planned to be offered in the spring semester, and subject B, planned to be offered in the fall semester, should be temporarily paired in 2020. During the spring semester, which consists of 15 lesson weeks, the students who took subject A received one guidance lesson, seven remote lessons on subject A, and seven remote lessons on subject B. Seven lessons of subject A were put off until the fall semester, and seven lessons of subject B were moved forward. The credit for both subjects is planned to be granted at the end of the fall semester. This temporary way of offering courses enabled the authors to put off the problem-solving. The authors were able to provide makeshift courses with seven remote lessons during the spring semester, keep seven lessons for in-person education until the fall semester in case such education became possible, and set aside enough time to prepare effective remote lessons in case in-person education was still impossible in the fall semester.

I. 研究のねらいと手順

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて日本政府は2020年4月7日に東京、大阪、埼玉、千葉、神奈川、兵庫、そして福岡の7都府県に緊急事態宣言を発出した(内閣官房, 2020a)。また、同年4月16日には、その対象地域は日本全国へと拡大され、上の7都府県に北海道、茨城、石川、岐阜、愛知、そして京都を加えた13都道府県が特定警戒都道府県に指定された(内閣官房, 2020b)。

この事態を受け、愛知県内にキャンパスを展開する筆者の本務校(以下「本学」と略す)は、2020年3月24日には、当初予定されていた5月及び7月の祝日(休校日)を授業日に振り替えるとともに、2020年度春学期の開始日を4月6日から4月20日へと繰り下げ、春学期を14週間の授業期間と1週間の試験期間で構成する新たな学年歴を提示した。また、4月8日には、5月2日までの授業をWebを介した自宅学習(以下「Web授業」と略す)とする旨が周知された。さらに、4月10日には、このWeb授業の期間を5月9日にまで延長する旨が周知されるとともに、感染症の拡大状況によってはWeb授業の期間を延長する可能性が示唆された。その後、4月28日には、このWeb授業の期間はひとまず春学期末まで延長し、試験期間に予定された定期試験は中止して15週目の授業期間に振り替えるとともに、6月1日よりMicrosoft Teamsを用いた遠隔オンライン授業の運用を目指す旨が周知された。

本学の学生支援にかかわるポータルサイトは、2020年度春学期開始時点では、インターネットを介した対面授業を可能にするオンライン型授業に対応する機能を備えていなかった。それゆえ、Web授業は、担当教員がポータルサイトを通じて受講者にPDF化した講義資料を掲示し、何らかの課題を提示した上で、ポータルサイトを介して(大学が勧めるポータルサイトを介した方式では200文字以下のテキストを回収可能)、もしくはメール等にて課題提出を求めることによって学修への取り組み状況を確認するという、いわゆるオンデマンド型の形式を基本とせざるを得なかった。なお、大学からは、YouTubeを介した動画発信も可能であるとする通知が行われた。しかし、この動画の視聴が可能であるのかどうかを含めて、大学が学生に義務として課しているポータルサイトを通じた情報確認や履修登録の操作以上に、受講者がどのような行為を可能とするICT環境を整えているのかは、各科目の担当教員にとっては未知数であった。

本研究の筆頭著者(以下「筆者」と略す)は、2020年度の春学期及び秋学期には、本学において中学校及び高等学校の保健体育教職課程における「教科に関する専門的事項」に含まれる「体育実技」(以下「専門実技」と略す)としての陸上競技の授業を担当することとなっている。この科目は、本学における中学校及び高等学校の保健体育教職課程における必修科目のひとつである。陸上競技の専門実技は、受講者にとっては、将来、自身が中学校や高等学校の保健体育の授業で陸上競技の学習指導を行う際にその教科内容を構成する素材となる「運動文化としての陸上競技」を、大学の教職課程において公式に学ぶことができる唯一の機会となっている。

専門実技は、本来であれば、実技を伴って指導が行われるべき科目であり、状況が許しさえするならば、緊急事態下での開講を断念、つまり閉講とし、次学期や次年度における開講を検討すべきところである。しかし、多くの専門実技を必修もしくは選択必修として開講する中で、教職課程や大学全体の状況を踏まえれば、CAP制が定める各学期の履修可能単位数の上限や教場の都合などもあり、緊急事態下とはいえ多数の専門実技を閉講することには一定の困難が伴う。筆者らは、以上の状況にあっ

て、実技を伴う対面授業の実施可能性を模索するための開講形式を工夫するとともに、その工夫によって緊急事態宣言下における専門実技の開講という困難を乗り越えた事例を経験した。本研究の目的は、本学における 2020 年度の専門実技の開講形式の工夫について提示するとともに、その開講経験から得られた経験知の、緊急事態下及び平常時における今後の専門実技の開講に際しての活用可能性について明らかにすることにあつた。

以上の目的を達成するために、本研究では、まず、緊急事態下において実技を伴う対面授業の実施可能性を可能な限り模索するための開講形式を検討した過程についてまとめた。続いて本研究では、以上の工夫を通して春学期において実施することとなった 7 コマの専門実技の Web 授業としての開講の準備と実施の過程についてまとめた。さらに本研究では、本学における以上の臨時的対応策の意義と短所、そして限界についてまとめるとともに、緊急事態下における以上の臨時的対応策を通じて得られた経験知の、緊急事態下及び平常時における今後の専門実技の開講に際しての活用可能性について検討した。以下ではそれぞれの手続きについて詳述する。

II. 事 例

1. 専門実技の開講形式にかかわる緊急事態への臨時的対応策の検討

(1) 他大学における緊急事態への対応状況の把握

本学では、すでに述べたように、2020 年 3 月 24 日には、当初 4 月 6 日とされていた授業開始日が 4 月 20 日まで延期される旨が通知され、4 月 8 日には、5 月 2 日まで対面授業を中止し Web 授業を行う旨が周知された。本学において専門実技を開講しているコースでは、4 月 3 日にはコース主任によって実技・演習系科目にかかわる対応策の検討開始が指示された。具体的には、構成員には、日程調整を経て後に開催日が決定された 4 月 9 日の臨時会議までに、構成員で分担して他大学の緊急事態への対応状況を問い合わせるとともに、各開講科目における対応策を検討することが指示された。

この指示を受けて、コース構成員のうち 5 名が、のべ 22 校にわたる他大学(愛知教育大学, 愛知淑徳大学, 会津大学, 朝日大学, 中部大学, 中京大学, 順天堂大学, 甲南女子大学, 三重大学, 名古屋大学, 日本大学, 日本女子体育大学, 新潟大学, 日本体育大学, 大阪体育大学, 流通経済大学, 至学館大学, 桐蔭横浜大学, 東海学園大学, 東京女子体育大学, 筑波大学, 早稲田大学)への問い合わせを行った。そして、4 月 9 日に開催された緊急事態下における実技・演習系科目にかかわる対応策について検討する臨時会議では、その問い合わせの結果が構成員全員で共有され、その時点において、他大学では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う対応策として、1) 受講者数を減らして専門実技を実技を伴う対面授業として実施、2) 専門実技の数コマを休講とし、夏季休業期間等における集中授業に振り替え、3) 春学期の専門実技については閉講とし別の学期(次年度を含む)の開講に振り替え、4) 専門実技の Web 授業での完全実施、及びそれらを組み合わせたハイブリッド案などの対応がとられていることが確認された。

なお、本学における実技・演習系科目にかかわる臨時的対応策の検討開始は、教養科目としての屋内種目のスポーツ実技を屋外種目へ変更することによって対応することを検討しているという他大学の情報を入手したことを発端として開始された。そして、その検討開始に際して、当初は、主として対面授業開始後における感染症防止対策の具体案を検討することが念頭に置かれていた。しかし、情報収

集を進める中で感染症は感染拡大の一途を辿り、政府によって緊急事態宣言が発出された。そのため、検討の具体的内容は、当初想定していた対面授業開始後の感染症防止対策の具体案の検討から、実技を伴う対面授業の実施可能性を模索するための臨時的対応策や実技を伴う授業科目の閉講の可否の検討に移行している。

(2) 本学における平常時の専門実技の開講状況

本学における保健体育教職課程では、器械運動、陸上競技、水泳、そしてダンスという 4 種目の専門実技を 2 年次開講とし、そのすべての科目を必修としている。また、それ以外の種目の専門実技、すなわちバスケットボール、サッカー、ラグビー、バレーボール、テニス、バドミントン、ソフトボール、柔道、そして剣道については 3 年次開講とし、領域や球技の型ごとに選択必修としている。すなわち、本学における保健体育教職課程では、バスケットボール、サッカー、そしてラグビー(高等学校のみ)というゴール型球技から 1 種目以上、バレーボール、テニス、そしてバドミントンというネット型球技から 1 種目以上、唯一のベースボール型球技であるソフトボールについては必修、そして武道である剣道及び柔道から 1 種目以上が選択必修となっている。なお、専門実技にかかわる以上の選択必修科目の設定は、2020 年度に 3 年次となる 2018 年度入学者より適応された新カリキュラムから導入された。

2017 年度入学生までは、すべての種目の専門実技が必修となっており(ソフトボールについては 2018 年度入学者から新規開設)、時間割上は、2 年次開講科目については春学期及び秋学期にわたって各科目 4 コマ、3 年次開講科目については春学期及び秋学期にわたって各科目 2 コマ開講としてきた。そして、2 年次及び 3 年次のそれぞれですべての種目の専門実技を履修できるよう、従前より受講者のクラス指定を行い履修させてきた経緯がある。

2020 年度にも、中学校や高等学校における実技指導に対応できるようにするために、保健体育教職課程履修者には基本的にすべての種目の履修を強く勧めることをコースの履修指導方針とし、教員免許状の取得条件としては選択必修制を導入したものの、従来通りのクラス指定を伴う履修指導を行った^{注1)}。

専門実技のうち、2 年次開講科目は、従前より講義科目との重複を避けるために、基本的に火曜日に^{注2)}、各科目通年で 4 コマ開講されている。そして、2 年次の受講者は、水泳の泳力の違いに基づく 4 つのクラスに分かれて、4 種目の専門実技をクラスごとに指定された曜日・時限に履修している。

3 年次開講科目に関しては、担当教員(そのすべてが兼任教員もしくは非常勤講師)の都合を踏まえつつ、多くの場合で 2 種目の専門実技が春学期及び秋学期にわたって同一の曜日・時限に並行して開講されており、受講者は学籍番号の末尾奇数(A クラス)及び偶数(B クラス)の 2 クラスに分かれて、春学期には同時開講されている 2 つの科目のうち的一方を履修し、秋学期にはもう一方の科目を履修している。3 年次開講科目の専門実技のうち、以上のような交互履修を 2020 年度に時間割上設定することができなかつたのは、バドミントン、柔道、そしてサッカーの 3 種目である。このうち、柔道とサッカーについては、2019 年度までは金曜日 2 時限に並行して開講されていたが、サッカーの担当教員(本学他部所に籍を置く兼任教員)が他のキャンパスで開講される科目を新たに担当することになったという理由から、金曜日 2 時限での 2 科目並行開講が不可能となっている。

(3) 専門実技の開講形式にかかわる緊急事態への臨時的対応策の検討

専門実技は、保健体育教職課程における「教科に関する専門的事項」における必修科目となっているように、保健体育の教員養成において重要な位置を占めている。そしてそれゆえに、専門実技の開講に際しては、通信制大学においても、スクーリングで実技を伴う対面授業を開講している(星槎大学, 2018)。したがって、緊急事態とはいえ、学生が将来、保健体育の教師として勤務する上で必要な学修を経験できるよう、専門実技については可能な限り実技を伴う授業形式での開講を模索することが必要である。そこで、本学において専門実技を開講しているコースでは、以下に示す具体的な方策を講じることにより可能な限り実技を伴う授業開講の機会を模索することを、4月9日の臨時会議においてコースとして決定した。その具体的な方策とは以下のようなものである。

まず、同一の曜日・時限に開講されているか、それに隣接する時限で開講されている2つの科目で「だき合わせ科目」を設定する。続いて、社会情勢及び大学の方針の推移を注視し、春学期の後半にさしかかっても実技を伴う対面授業が実現しない場合には、春学期は1コマのガイダンス(Web授業) + 春学期開講科目の7コマのWeb授業 + 秋学期開講のだき合わせ科目の7コマのWeb授業で構成することとし、春学期末には春学期履修科目の単位認定を保留することとする。そして、秋学期の開始時点で仮に実技を伴う対面授業の実施が可能となっていれば、残りの授業を同様のだき合わせ開講として、秋学期末にだき合わせ両科目の単位認定を行うこととする(図1を参照)。以上のような開講方式を本研究では「だき合わせ開講」と表記する。なお、以上の内容は春学期に実施した実際のだき合わせ開講の形式を示している。また、秋学期に開講予定となっている残りの授業の具体的な開講形式については、秋学期時点の状況を踏まえて決定することとし、春学期終了時点では詳細は未定となっている。

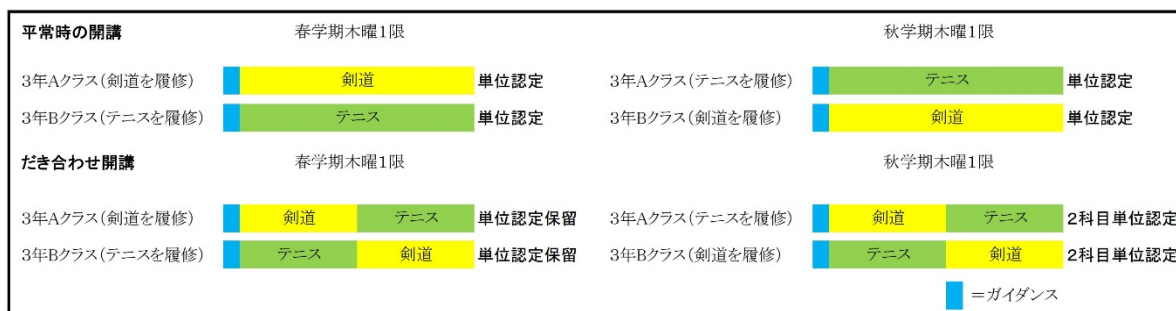


図1 だき合わせ開講の基本イメージ(3年次木曜1限のだき合わせ開講の例)

だき合わせ開講の基本イメージに関する以上の説明は、春学期末まで不可能であった実技を伴う対面授業が秋学期開始時に可能となったケースを前提として行った。しかし、この対応策は、4月9日時点^{注3)}では、以下に示すように多様に変化しつつある状況に対して柔軟に対応することをも念頭に置いていた。

1) 春学期途中のだき合わせ科目に移行する前、つまり春学期の1-7コマ目までの間に実技を伴う対面授業の実施が可能になった場合には、その時点までWeb授業を継続し、それからその種目の対面授業を14コマ目まで実施し、春学期末に単位認定を行う;

2) 春学期途中のだき合わせ科目に移行した後、つまり春学期の8-14コマ目までの間に実技を伴う対面授業が可能になった場合には、対面授業は開始せず、だき合わせ科目のWeb授業を継続し、春学期末については単位認定を保留する;

3) 秋学期途中のだき合わせ科目に移行する前、つまり秋学期の1-8コマ目までの間に実技を伴う対面授業が可能になった場合には、その時点で対面授業を開始して、9コマ目からはだき合わせ科目の対面授業を15コマ目まで実施し、秋学期末に春学期と秋学期の履修科目の両方について単位認定を行う;

4) 秋学期途中のだき合わせ科目に移行した後、つまり秋学期の9-15コマ目までの間に実技を伴う対面授業が可能になった場合には、その時点で対面授業を開始して、秋学期末に春学期と秋学期の履修科目の両方について単位認定を行う。

本学における2020年度の専門実技の開講形式にかかわる以上の臨時的対応策は、すでに述べたように、4月9日のコース臨時会議においてその実施に向けた作業を進めることが決定された。その後、筆者らは同日中には専門実技を担当する兼担教員や非常勤講師との電話による相談を開始し、だき合わせ開講の実施が可能であったすべての専門実技の担当教員から最終的にその実施について承諾を得た。そこで、この臨時的対応策は、4月16日の学部運営会議で他のコースや学科の演習科目等にかかわる対応策と取りまとめられ、同日中に学部長及び学部教務主任の連名によって大学教務部長宛の要望書として提出された^{注4)}。

なお、だき合わせ科目の設定が不可能であった3科目のうち、非常勤講師が担当するバドミントン及び柔道の専門実技については、実技を一切伴わない授業展開においては単位認定が困難であるという判断と、春学期開講分については閉講として秋学期に2コマ開講するという対応が時間割上可能であったという事情に基づいて、春学期開講分については閉講とし、秋学期に3年次の時間割上開講可能かつ担当教員にとっても都合がつく秋学期の月曜日の午前中に春学期の振り替え分の授業を開講予定とした。また、だき合わせ科目の設定が不可能であったもう1科目(サッカー)の専門実技については、兼担教員である科目担当者の担当科目の時間割上の都合により、春学期開講分の閉講及び秋学期への移行が困難であるという事情に基づいて、春学期開講のままWeb授業としての開講を試みることにした^{注5)}。

2. 春学期のだき合わせ開講における専門実技のWeb授業としての開講の準備と実施

(1) 専門実技のWeb授業としての開講に向けた準備

本学では、すでに述べたように、4月21日よりだき合わせ開講を想定した専門実技のWeb授業としての開講が開始され、4月28日には、学部教務主任を介してこの臨時的対応策の実施を認める旨の大学側の正式な返答がなされるとともに、同日の夕刻には、本学では春学期の授業をすべてWeb授業とする旨の決定が周知された。したがって、本学におけるだき合わせ開講の対象となった専門実技の担当者には、ひとまず春学期には、1コマのガイダンス及び7コマのWeb授業を開講することが求められることとなった。

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課からの令和2年4月17日付事務連絡の別紙「令和2年度における大学・専門学校等の教職課程の実施に関するQ & A(令和2年4月17日時点)」には、

「中学校(保健体育)の教科に関する専門的事項の体育実技」,つまり本研究における専門実技を含めた「いわゆる実技系科目」について、「面接授業に代えて遠隔授業で行うことができるか」という問いに対して次のような回答が行われている:

「面接授業に代えて遠隔授業を行うことも可能な余地はあるものと考えられますが,実技等の当該科目の開設方法を踏まえ,遠隔授業で実施する場合であっても単なる講義になってしまうなど実技等としての性格を損なうことは認められないこと,面接授業に相当する教育効果を担保することに留意することが必要です」(文部科学省総合教育政策局教育人材政策課,2020)。

以上のように,このQ & Aは,専門実技の開講に際して「面接授業に代えて遠隔授業を行うことも可能な余地」を認めている。したがって,Web授業を行うことそのものが「実技等としての性格を損なうこと」に直結するのではなく,「単なる講義になってしまう」ことに例示される事態によって専門実技として保証すべき教育効果が担保できない場合に「実技等としての性格」が損なわれるものと解される。ただし,本来,実技を伴う対面授業として開講される専門実技において保証すべき指導内容をWeb授業において担保するというはかなりの難題である。したがって,春学期開講の専門実技をWeb授業として開講する場合,他にも多くの科目を担当しているであろう専門実技の担当教員には,多くの科目を急遽Web授業にて対応するという「緊急事態」に直面しながら,その上で,本来,実技を伴う対面授業として開講される専門実技で保証すべき指導内容をWeb授業において担保するという難題に立ち向かうこととなる。こうした中で,専門実技のだけ合わせ開講という方策をとる場合には,春学期にはひとまず7コマ分のWeb授業を準備することとなる。

この7コマのWeb授業の開講は以下の異なる2つの考え方をもとに行うことができる。

ひとつには,秋学期には実技を伴う対面授業が可能になるという想定の下で,春学期におけるWeb授業については「その場しのぎ」として,ひとまず専門実技においても修得が求められる知識などの指導を取り上げるという考え方である。この考え方では,年度開始時にはすでに公表している各科目のシラバスから,緊急事態下における臨時的対応という名目の下で指導計画については変更を加えるとしても,単位認定の方法や基準については,一屋外競技の専門実技においては天候の影響を受けて平常時でも行うことが求められるような,若干の修正を加える程度で対応することになる。ただし,この考え方に基づくWeb授業の開講に際しては,仮に秋学期に実技を伴う対面授業が可能となっていなかった場合には,単位認定という到達目標に向けて当初計画していた学修過程の展開そのものが困難となる。そして,「その場しのぎ」で行った指導の成果に対して,再び緊急事態下における臨時的対応という名目の下で,「その場しのぎ」の単位認定を行わざるを得ない可能性がある。

7コマのWeb授業の開講方法に関するもうひとつの考え方として挙げられるのは次のようなものである。すなわち,秋学期に実技を伴う対面授業の実施が可能とならない場合も考慮して,15コマすべてをWeb授業として開講する可能性があるという前提で,春学期に開講する7コマのWeb授業を開講するというものである。この場合には,単位認定基準に根本的な変更を加えることを念頭に置きながら,専門実技として保証すべきミニマムの指導内容を担保することを可能にする,7コマをひとまとまりとしたWeb授業をまずは春学期に試行的に実施することになる。ここで,この第2の考え方に基づく7コマの

専門実技の Web 授業としての開講に向けて検討すべき事項について論じるために、筆者が担当する陸上競技の専門実技の例を引き合いに出しながら、専門実技における単位認定基準の現状について検討しておきたい。

(2) 陸上競技を事例とした専門実技における従来の単位認定基準の検討

筆者が担当している陸上競技の専門実技の単位認定は、2013 年度から当該科目を担当している筆者の場合には、2012 年度までの当該科目の担当者からの指示もあり、当初、素点全体の 25% を筆記点、残りの 75% を実技点とすることとした。このうち、筆記点については、授業最終回に行う競技規則や技術の名称や行い方に関する筆記試験によって評価した。また、実技点については、授業で取り上げる各種目の受講者の達成記録を混成競技の得点表を用いてポイント換算するとともに、授業で取り上げたすべての種目の合計ポイントを算出し、設定した満点及び合格点と照らし合わせて評価した。そして、筆記点及び実技点の合計点を 100 点満点に換算し、素点が 60 点以上となったものに単位を認定することとした。以上は 2012 年度までの当該科目の担当者から申し送られた事項である。

筆者が担当する陸上競技の専門実技にとどまらず、我が国における陸上競技の専門実技においては、単位認定に一定の達成記録の水準を求める事例はそれほど少なくない。

秋吉(1981)は、教員養成系の 28 大学に対して陸上競技の授業内容についてのアンケート調査を行い、場合によってはフォーム点を加味することはあっても、多くの大学が達成記録をもとにした評価を部分的にはあれ取り入れていることに加えて、自校を含めた複数の大学が、受講者による種目選択を伴いつつも、単位認定の最低条件とする種目ごとの最低到達基準記録を設定していることを報告している。

植屋・比留間(2007)は、陸上競技の専門実技と、教員免許状の取得を目指さないいわゆる「ゼロ免課程」におけるコース専門科目としての陸上競技という、異なる 2 つの科目を同一授業として開講している。そしてその際には、単位認定の条件として、実技試験において取り上げる 100m 走, 200m 走, 400m 走, 男子 1500m 走/女子 800m 走, 走幅跳, 走高跳, 棒高跳, 砲丸投, そしてハンマー投という 9 種目のすべてについて、設定された標準記録を突破することを求めている。ただし、2006 年に開講された当該授業では、種目によっては半数以上の受講者が授業期間内に標準記録を突破することができず、単位取得のために授業期間終了後も標準記録を突破できるまで補講的に練習に取り組んだという。

黒須ほか(2015)は、自身が担当する専門実技におけるハードル走の学修評価に際して、達成記録に加えてハードリングにおける踏切からハードルを越えて着地するまでの時間であるハードルロスタイムにも着目して、受講者の身体的特徴や運動能力差が影響しすぎることを回避することを試みている。ただし、黒須ほか(2015)は、「測定記録のみで評価されてしまう種目の特性上、個人の努力度や個人内達成感を計ることが難しい」と述べて、陸上競技の専門実技の学修評価に伴う難点について指摘するとともに、競技とは異なる形で評価基準を設定することも今後の授業では求められる可能性があることを示唆している。

以上のように、陸上競技の専門実技の開講に際して達成記録に注目したパフォーマンス評価が単位認定基準の一部を占める実践をたしかに確認することができ、さらに一定水準の達成記録を単位認

定の前提とする場合も認められる。ただし、陸上競技の達成記録は体格や基礎的な運動能力などに左右されやすく、受講者の授業内における学修の成果を十分に反映するものであるとは言い難い。さらには、専門実技が教職課程全体において果たす役割を踏まえた上で、専門実技において保証すべき指導内容や単位認定基準について十分な検討を行った報告は現時点ではあまり見られない。それどころか、専門実技を Web 授業として開講せざるを得なくなった場合には、パフォーマンス評価を含んだ単位認定基準はそもそも用いることができず、単位認定の考え方を根本的に転換することが求められる。専門実技において保証すべき指導内容を精選しその修得状況に基づいて合否を判定する単位認定基準を設定するという課題は、感染症拡大に伴う専門実技の Web 授業としての実施という難題に直面して顕在化したとはいえ、専門実技が従来から抱え続けてきたものであり、そして現下の事態にあつてまさに解決が急がれる喫緊の課題なのである。

(3) Web 授業としての専門実技における学修過程及び単位認定基準の検討と指導の実施

筆者は、陸上競技の専門実技を担当しはじめた 2013 年当初には、引き継ぎを受けたすでに述べた方法に基づいて単位認定を行った。しかし、達成記録に着目した実技点の評価が素点全体の 75% を占める単位認定基準では、体格的な不利を伴ったりもともと運動能力がそれほど高くなかったりする受講者が単位取得に必要な達成記録に大きく届かない現実に直面して学修意欲を失う事態が相次いだ。その後、実技点の半分を修得目標像として掲げた動きの修得度合いの質的評価に基づいて評価するという変更を加えることで以上の事態は回避できたが、専門実技として保証すべき指導内容の修得状況を評価する単位認定基準としてはさらなる工夫が必要であると考えられた。そこで、筆者は、2020 年度の春学期には、従来の実技点を素点全体の 75% から 50% に圧縮し、「思考・判断・表現」及び「主体的に学習に取り組む態度」に関する評価を素点全体の 25% に含めた単位認定基準を設定して、専門実技の指導実践を通して専門実技として保証すべき指導内容の修得状況を評価する実践研究に取り組むことを計画していた。

こうした中で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という緊急事態が発生した。そこで筆者らは、一方では、すでに述べたように、2020 年度の春学期における専門実技の開講に際して、だき合わせ開講という開講形式の工夫を考案しその実施に向けた準備を進めるとともに、4 月 21 日より、だき合わせ開講を想定した専門実技の Web 授業としての開講を開始した。また他方では、筆者は、すでに述べた専門実技の開講形式にかかわる緊急事態への臨時的対応策の検討と並行して、2020 年度春学期の 7 コマの専門実技の授業を Web 授業として実施するために、秋学期になっても実技を伴う対面授業が可能になっていない事態をも念頭に置きながら、以下の事項について検討を行った。すなわち、単位認定基準に根本的な変更を加えることを前提として、1) 専門実技として保証すべき指導内容を明確化しかつ精選すること、2) Web 授業としての開講に際して実施可能な学習活動を組み合わせ、その指導内容の修得を可能にする学修過程を立案すること、3) 個々の指導内容が修得された場合に、設定された学習活動の中で実現される姿であるところの、いわゆる「学習活動に即した評価規準」(国立教育政策研究所教育課程研究センター, 2020, pp. 41-47)を明確化すること、そして4) 受講者の 7 コマ分の Web 授業における学修状況を評価して、その指導内容が修得されたか否かを判定するための仮の「合否の判定基準」を設定することである。

筆者は、しかし、以上の検討を春学期の専門実技の Web 授業が開始される 4 月 21 日までの間に終える見通しをもつことができなかつた。そこで筆者らは、取り急ぎ、平常時のシラバスに緊急事態下での開講となったことに伴い変更が生じる旨のアナウンスと受講者の ICT 環境を問うアンケートを添えた第 1 回目の Web 授業のガイダンス資料案を作成し、4 月 16 日には専門実技を担当する兼任教員や非常勤講師に配信した。さらに筆者は、以上の検討を済ませた後、兼任教員及び非常勤講師に向けた 7 コマの専門実技の Web 授業のモデル授業案と評価方法案に関する資料を作成し、春学期の Web 授業の第 1 週目の最終日である 4 月 24 日には、共著者と分担して、専門実技を担当する兼任教員及び非常勤講師宛に配信した。その後、その翌週には、だき合わせ科目の Web 授業がひとまず春学期分の 7 コマをひとまとまりとする内容構成を前提として、筆者が担当する陸上競技の専門実技の場合には素点の 50% を割り当てながら開始され、6 月 12 日には、だき合わせ開講の対象となったすべての専門実技で春学期前半分の 7 コマの Web 授業が終了している。そして、翌週からはだき合わせ開講の後半の授業が開始されて、7 月 31 日にはだき合わせ開講の対象となったすべての専門実技で春学期後半分の 7 コマの Web 授業が終了している。

Web 授業となった以上の春学期前半分の専門実技の開講に際して、筆者が担当する陸上競技の専門実技の場合には、1 回目のガイダンスを通じて、受講者全員が、ポータルサイト上に掲示された PDF 化された授業資料の閲覧が可能であることに加えてインターネット上に配信された動画を視聴できることが確認された。また、7 コマをひとまとまりとする Web 授業の第 2 回目の開講、つまり春学期の 3 コマ目の開講までの間には、受講者全員について、無料で利用可能な SNS である Microsoft Skype の利用が可能であることが確認された。そこで、この受講環境の確認の結果を踏まえて、筆者が担当する陸上競技の専門実技の Web 授業としての開講に際しては、1) 筆者が配信する授業資料の閲覧、2) 動画資料の視聴、3) 受講者自身が公園などで実施するごく簡単な運動学習、4) Skype 上に筆者が作成した受講者 3-4 名のメンバーからなるグループチャット内でのグループディスカッション、そして 5) 自身の運動学習の様子をスマートフォンなどで撮影し Skype 上のグループチャットに投稿することによる相互の運動観察学習を基本的な学習活動として取り上げることとした。なお、グループディスカッションの実施に際しては、各グループチャットのメンバーに加えて、すでに当該科目の単位を取得し終えた上級生 1 名をラーニング・アシスタント(以下“LA”と略す)^{注6)}として配置して、この LA と筆者の 2 名がグループディスカッションのファシリテーターとして学修支援にあたった。また、毎回の授業に際しては、以上の学習活動を有機的に組み合わせるとともに、ポータルサイト内に設定した課題回収フォームを活用して、授業資料に掲示した各種の課題への回答や授業の感想を回収した。そして、毎回の授業ごとに回収される授業の感想等に対しては、全員に対して筆者がコメントを付した上で翌週の授業に際して受講者全体に対して返却した。

また、春学期後半の 7 コマの Web 授業の実施に際して、筆者が担当する陸上競技の専門実技では、すでに大学全体で Web 授業が実施されていたこともあり、受講者の受講環境の確認はスムーズに行うことができ、初回の授業から Skype の活用についても試行的に取り入れることができた。加えて、春学期前半の授業展開に際しては、以下に示す資料を参考にして、授業資料及び授業の実施方法に必要なと考えられたアレンジがそのつど加えられた。すなわち、アレンジに際して参照した資料は、1) 春学期前半の Web 授業の開講に際して、そのつど受講者の学修到達度に合致した授業資料を作成するこ

とを目的として、その1つ前の授業における学修成果を確認するために実施した「学習活動に即した評価規準」に基づく形成的評価の結果、2)春学期前半の7コマのWeb授業の終了時に行った授業アンケートの結果、そして3)春学期後半の受講者の1つ前の授業における学修成果を確認するために実施した「学習活動に即した評価規準」に基づく形成的評価の結果である。

だき合わせ開講を実施したことにより、春学期の専門実技の以上のWeb授業としての開講において、筆者らは7コマの授業をひとまとまりとする区切りを大前提として、指導を計画的に進めることができた。また、筆者が担当する陸上競技の専門実技の授業では、すべての受講者が春学期前半の7コマすべての授業課題を提出し、春学期後半については、1名の受講者が1回の課題提出を行わなかったことを除けば、春学期前半と同様にすべての受講者がすべての授業課題を提出した。さらに、「学習活動に即した評価規準」に基づくそのつどの形成的評価の結果、大部分の受講者については授業計画に際して期待した水準の学修成果を達成していることを確認することができた。その学修成果は、(ガイダンス1コマと7コマのWeb授業の合計で)「8コマしかやってないと思わないほど充実した授業だと感じました」というある受講者の感想にも典型的に示されているように、標準的な水準以上に保たれていたように筆者個人には思われる。ただし、緊急事態宣言発令下における専門実技の開講形式の工夫を主題とした本研究においてはその学修過程と成果の詳細については割愛する。

III. 考 察

本研究の目的は、本学における2020年度の専門実技の開講形式の工夫について提示するとともに、その開講経験に基づいて得られた経験知の、緊急事態下及び平常時における専門実技の開講に際しての活用可能性について明らかにすることにあつた。そこで本研究では、緊急事態下において実技を伴う対面授業の実施可能性を可能な限り模索するための開講形式を検討した過程と春学期における専門実技のWeb授業としての開講の準備と実施の過程についてまとめた。以下では、本学における以上の臨時的対応策の意義と短所、そして限界についてまとめるとともに、以上の緊急事態下における臨時的対応を通じて得られた経験知の、緊急事態下及び平常時における専門実技の開講に際しての活用可能性について検討する。

1. だき合わせ開講という臨時的対応策の意義

専門実技は保健体育教職課程の質保証にとって重要な科目であり、可能な限り実技を伴う対面授業として開講すべきところである。こうした中で、他大学への問い合わせを行った当初、受講者数を減らした上で専門実技を実技を伴う対面授業として実施することを検討していた大学は、その後の感染拡大に伴いその実施をしばらく見送っている。その意味で、実技を伴う対面授業の開始が可能と判断されるまで実技の実施を見送ることは緊急対応策としてやむをえない。ただし、未知のウィルスの感染拡大という事態にあつて、実技を伴う対面授業の従来通りの実施がいつ可能になるのかを正確に見通すことは難しい。仮に、実技を伴う対面授業の従来通りの実施が可能になるまでに2021年度末までの期間を要した場合、実技を伴う対面授業の開始が可能になるまで実技の実施を見送るという対策をとれば3年次開講科目であれば卒業までに専門実技を受講できない学生が出てしまうこととなる。

また、各学期の履修最大単位数の上限を定めるいわゆるCAP制を考慮すれば、春学期に開講が見

送られる専門実技の分だけ受講者の履修単位数は減少する。秋学期開講の講義科目などを春学期の専門実技の開講分だけ前倒して Web 授業として開講するなどすれば履修単位数にかかわる問題については解決することができる。しかし、そのような対応の実施は現時点では確認できていない。したがって、閉講とする専門実技の科目数にもよるが、実技を伴う対面授業が可能になった後に、受講者には、本来その学年やその学期で履修すべき科目に加えて、先送りにした専門実技を履修するという負担が生じることになる。

さらに、専門実技は本学の教職課程においては卒業までに履修すれば良いとされているとはいえ、保健体育教職課程のカリキュラム構成全体からすれば、専門実技で体験を通して修得させる素材としてのスポーツにかかわる学修成果は、「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」の授業を展開する上で必要な前提となっている(野津ほか, 2015; 山崎ほか, 2014)。それゆえ専門実技は、できることなら 1 年次や 2 年次などに開講されるべきであり、通例、そのような開講がなされる場合が多いものと思われる。このような意味で、実技を伴う対面授業が可能になるまで専門実技を閉講とするという対応策は保健体育教職課程のカリキュラム構成全体に影響を及ぼすことになる。したがって、こうした問題を回避するためにも、実技を伴う対面授業が可能になるまでは、部分的にではあっても Web 授業による専門実技の開講を念頭に置く必要があるだろう。

こうした中で、専門実技のだき合わせ開講という方策をとる場合には、2020 年度の学期全体を使って臨機応変な対応を行うことができる。また、だき合わせ開講に際しては、春学期にはひとまず 7 コマ分の Web 授業を準備すればよい。したがって、専門実技を Web 授業として開講することが求められたとしても、ひとまず専門実技においても修得が求められる知識等の指導を取り上げるという「その場しのぎ」を行うことはそれほど難しいことではない。また、そもそも最終的に 15 コマすべてを Web 授業とせざるを得ない事態を想定する場合にも、春学期のうちに 7 コマの専門実技の Web 授業としての実施を 2 回経験した上で秋学期の前半 8 コマ目までに 15 コマの Web 授業を完成させればよいこととなり、専門実技として保証すべき指導内容を Web 授業において担保する準備のための「時間稼ぎ」が可能になる。以上のように、だき合わせ開講という臨時的対応策には、2020 年度全体での実技を伴う対面授業の実施の模索、実技を伴う対面授業が可能になるまでの「その場しのぎ」、そして専門実技としての指導内容を Web 授業で担保する準備のための「時間稼ぎ」が可能になるという意義を認めることができる。

なお、筆者らは、緊急事態下での専門実技の開講という難題への貢献を目指して 2020 年 5 月 5 日に本研究の初回投稿を行ったが、論文公表が秋学期開始後となることが確定したため、セメスター制をとる大学にあってもクォーター制をとる大学にあっても 2020 年度には本研究が提案するだき合わせ開講という対応策を活用することはできない。ただし、仮に新型コロナウイルス感染症の感染拡大という事態の終息が 2021 年度以降にまで持ち越された場合には、いずれの大学においても時間割調整を含めただき合わせ開講の実施可能性を検討することが可能となる。

2. だき合わせ開講という臨時的対応策の短所及び限界

ここではだき合わせ開講という臨時的対応策の短所及び限界について述べる。

まず、だき合わせ開講としたことにより、受講者にとって、春学期に履修する科目 A については、7 コマの Web 授業を受講した後、一定期間にわたる学修の中断が生じる。そして同じことはだき合わせ科

目である科目 B についてもあてはまる。秋学期の 7 コマの授業で実技を伴う対面授業が可能になっているか、あるいは Web 授業を継続しなければならないか、そのいずれであったとしても、この中断が最終的な学修成果に何らかの影響を及ぼすことは想像に難くない。この中断をはさんだ反復学習はプラスの影響を及ぼす可能性がまったくないとは言い切れない。しかし、秋学期の授業実施に際しては、春学期の復習などが必要になることが想定されるため、いくらかのロスが生じるという短所は必然的に引き受けることになる。

また、だき合わせ開講の実施に際しては、だき合わせ科目両方を履修していない受講者については個別対応が求められることとなる。本学では、すでに述べたように、保健体育教職課程履修者に対しては開講されているすべての専門実技を履修することを強く勧める履修指導方針をとっている。このため、2020 年度の 3 年次の保健体育教職課程履修者については個別対応の必要は生じなかった。これに対して、2020 年度の春学期には、3 年次の保健体育教職課程履修者以外にも、怪我のために 2019 年度に履修できていなかった 3 年次開講の専門実技を 4 年次に履修していたり、保健体育教職課程を履修していないが自身が興味をもった専門実技のみを単体で履修していたりする 2 年次や 3 年次の学生が存在した。

以上の学生のうち、怪我のために 3 年次に履修できていなかった専門実技があった 1 名の 4 年次の学生については、春学期に柔道、秋学期にラグビーの履修を予定していたが、春学期に受講予定であった柔道は閉講となったため、ラグビーについて後に述べる「先取り履修」を指示する以外には特段の個別対応の必要は生じなかった。これに対して、2 年次の 3 名の学生が陸上競技の専門実技を、2 名の学生が器械運動の専門実技を、そして 3 年次の 1 名の学生がソフトボールの専門実技を春学期に履修することを希望していた。このため、当該学生に連絡をとり、秋学期の履修としても不都合は生じない旨を確認した上で、秋学期への履修変更を勧めるという個別対応が必要となった。結果的に、秋学期への履修変更を行うことで本来履修を希望していた科目の履修ができなくなるなどの事態は 1 例もなく、かつ各学生への負担も春学期の 1 単位の履修単位数の減少と秋学期の 1 単位の履修単位数の増加という最小限のものにとどまったが、こうした個別対応が求められることはだき合わせ開講の短所のひとつといえるであろう。なお、以上の事例については、秋学期における専門実技の単体の科目履修登録を念頭に置きながら、受講者の都合を確認した上で、春学期の後半に「先取り履修」として 7 コマの Web 授業を受講させ、残りの 7 コマについては、実技を伴う対面授業の実施可能性を見極めながら、他の受講者とともに秋学期に受講させることとした。

さらに、だき合わせ開講としたことにより、受講者に対する以上の個別対応に加えて、だき合わせ開講科目間でのさまざまな調整が必要となり、調整にあたる専任教員への負担は必然的に大きくなる。こうしたこともだき合わせ開講の短所であると言えるだろう。

また、だき合わせ開講という対応策には、だき合わせ科目が存在しなければその対応策を利用できないという限界が認められる。このため、本学においても、サッカー、バドミントン、そして柔道という 3 種目の専門実技についてはだき合わせ開講が不可能であった。そして、サッカーについては春学期より全面的に Web 授業として開講するという難題に向き合わざるをえず、バドミントン及び柔道については、春学期分については閉講とし、秋学期に春学期分を含めた 2 コマを開講する対応とせざるを得なかった。なお、幸い、バドミントン及び柔道は、異なるクラスの学生に履修させるクラス編成を行っていたこと

から、それらの開講を秋学期へと先送りしたことによる保健体育教職課程を履修する受講者全体への負担は、春学期の1単位の履修単位数の減少と秋学期の1単位の履修単位数の増加という最小限のものにとどまった。

3. 臨時的対応を通じて得られた経験知の平常時における活用可能性

ここまで、緊急事態下における本学の臨時的対応策の意義、短所、そして限界について検討した。以下では、今回の緊急事態に対する臨時的対応を通じて得られた経験知の平常時における専門実技の開講に際しての活用可能性について検討する。

今回の緊急事態への臨時的対応を通じて得られた経験知は、現下の緊急事態への対処だけでなく、平常時においても活用できる可能性がある。たとえば、平常時においても、スポーツ施設・設備が臨時的あるいは計画的に使用中止となり、専門実技の授業において実技を伴う対面授業を実施できない事態に直面する可能性はある。こうした場合には、状況に応じて、本研究が提案するだき合わせ開講、あるいは春学期の単位保留及び実技を伴う対面授業の集中授業や秋学期への先送りを伴う Web 授業の活用を選択肢としながら、学修成果の最大化に向けた検討を行うことが有効であるだろう。また、専門実技の担当教員が異動、怪我、あるいは病気などの理由により、担当科目の開講時期の一部分について対面での授業実施が困難となった場合にも、同様の対応を行うことが可能となる。

さらに、今回の緊急事態への対応を通じて得られた経験知は、平常時においてもっとも頻繁に起こりうる、受講者個人が直面する個別的な緊急事態等への対応において活用できる可能性がある。なお、専門実技における受講者の学習活動を制限する要因として挙げられるのは、専門実技の授業内外で生じた怪我、病気、公共交通機関の遅延、公式対校試合等への出場のための公欠、忌引き、そして受講者本人の怠惰などである。受講者本人の怠惰を除けば、大部分の要因は受講者個人の努力によって避けることのできないものである。また、受講者本人にとって、こうした事態への直面は、受講者および担当教員の責任に帰すことができない不可避な事情によって実技を伴う対面授業の機会が失われているという点では、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大という緊急事態下における学習活動の制限と何ら変わらない。したがって、こうした受講者にも、授業への出席にかわる学修の機会が可能な限り保証されるべきである。

筆者の経験に基づけば、受講者がやむを得ない事情のために授業に出席できない場合には、欠席後の授業の学習活動に参加することに支障が出ないよう、筆者自身と受講者の都合さえつけば実技を伴う対面による補講を行うこともある。しかし、専門実技以外にも多くの業務を抱える中で個人を対象とした補講を実施することは難しく、課題を与えるという対応に代えざるを得ないことも少なくない。ただし、筆者自身の経験を振り返ってみても、今回の緊急事態への対応に際して取り組んだ水準で「面接授業に相当する教育効果を担保」できる課題を用意できていたとは言い難い。今後は、今回の緊急事態に対処した経験やその対処に際して作成した授業資料を活用することで、従来以上の学修成果を保証しうる個別対応が可能となると考えられる。2020 年度春学期における専門実技の Web 授業としての開講に際して、受講者全員がほぼすべての授業についての課題提出を終えることができたことからしても、オンデマンド方式による指導が受講者が抱えるさまざまな事情に幅広く対応する上で適していることは間違いない。

また、実技を伴う対面授業が可能な場合、怪我や病気のために授業に出席できない受講者が最終的な単位認定を行うまでの間に授業に復帰できたとすれば、単位認定に向けた追加課題の提示や再試験の実施などの対応は可能である。しかし、単位認定までの間に受講者が対面授業に復帰することが困難なこともある。病気のために授業へ出席できず学習活動に取り組むことができないのであれば、病気からの回復後に再履修を求めるべきであるだろう。これに対して、担当教員の責任下にある専門実技の授業において生じた怪我のために、単位認定に必要な課題に取り組むことができないなどといった事態にあっては、それを受講者個人の問題として再履修を求めることは難しい。また、受講者にたとえば脳性麻痺などの身体障がいがあり、シラバスに記載した単位認定に必要な課題に「部分的」に取り組むことができない場合に、その受講者についてのみ当該課題を免除したとすれば、その課題に取り組んだものの合格水準に到達できずに単位認定に至らなかった受講者との間の不公平感は否めない。

本研究が7コマの専門実技をWeb授業として開講する際に前提とした専門実技における単位認定基準についての考え方の根本的な転換を踏まえれば、こうした個別の事態に応じ、かつ統一的な考え方に基づく単位認定が可能となる。そもそも教職課程における専門実技は、受講者が将来、保健体育の授業において各種目の授業づくりとその学習指導を行う基礎を築く科目である。これまでの単位認定基準が取り上げてきた一定水準の記録達成という到達目標は、その大きなねらいを達成するために考案されたいわばひとつの手段でしかなく、むしろすでにそのような学修評価方法には難点も指摘されている。そこで第一に、当該専門実技が保証すべき指導内容を確定する。そして第二に、受講者個人が取り組むことができる学習活動を明確化する。その上で、その学習活動への取り組みを通して専門実技が保証すべき指導内容を修得させることができると期待される場合には、第三に、指導内容が修得された場合にその学習活動において実現される姿、つまり「学習活動に即した評価規準」を具体的に設定する。以上の手続きを踏んだ上で、受講者による科目目標への到達度について「学習活動に即した評価規準」に基づく学修評価を行えば、統一的な考え方にに基づき、かつ受講者の個別事情に応じた単位認定が可能になるのである。

IV. 結 論

本研究の目的は、本学における2020年度の専門実技の開講形式の工夫について提示するとともに、その開講経験から得られた経験知の、緊急事態下及び平常時における今後の専門実技の開講に際しての活用可能性について明らかにすることにあつた。この目的を達成するために、本研究では、緊急事態下において実技を伴う対面授業の実施可能性を可能な限り模索するためのだき合わせ開講という開講形式を考案するとともに、その実施に伴う7コマの専門実技のWeb授業としての開講の準備と実施の過程について記述した。さらに本研究では、本学における以上の臨時的対応策の意義と短所、そして限界についてまとめるとともに、緊急事態下における以上の臨時的対応策を通じて得られた経験知の緊急事態下及び平常時における今後の専門実技の開講に際しての活用可能性について検討した。

本研究の結果、本学で2020年度に実施しただき合わせ開講という対応策は、1) 専門実技の2020年度全体での実技を伴う対面授業の実施の模索、2) 実技を伴う対面授業が可能になるまでの「その場のしごき」、そして3) 専門実技としての指導内容をWeb授業で担保する準備のための「時間稼ぎ」を可

能にすることが明らかにされた。他方で、だき合わせ開講という対応策には、1科目を春学期と秋学期に分散させて開講することによる学修の中断が生じたり例外的な受講者に対する個別対応が必要になったりするなどの短所、そしてだき合わせ科目が存在しなければその対応策を利用できないという限界が認められた。

加えて本研究では、だき合わせ開講という対応策は新型コロナウイルス感染症の拡大という現下の事態への対処法としては2020年度内にはもはや活用できないものの、その収束が2021年度以降に持ち越された場合には多くの大学で活用できることが明らかにされた。本研究ではさらに、だき合わせ開講や単位認定基準についての考え方の根本的な転換を伴う専門実技のWeb授業としての開講を通じて得られた経験知は、教場の使用不可、担当教員の異動、怪我、疾病、あるいは受講者の身体障がい、怪我、欠席など、平常時におけるさまざまな例外的事態への対処にも活用できることが明らかにされた。

春学期終了時点の7月31日現在、筆者らは7コマをひとまとまりとした専門実技のWeb授業をすでに2度にわたって開講した。専門実技をWeb授業として開講するということはこれまで誰にも課されてこなかった難題であり、そのような困難な条件の中で「面接授業に相当する教育効果を担保すること」(文部科学省総合教育政策局教育人材政策課, 2020)はきわめて難しいことであることは間違いない。こうした中で、2020年度春学期の専門実技の開講に際して得られた以上の経験知は、仮に秋学期以降に部分的にはあっても専門実技をWeb授業として開講せざるをえない場合には、その実施に際して貴重なよどりどころとなる。それゆえ今後は、専門実技における指導内容の精選に関する体系的考察を展開しつつ、すでに終えた春学期のWeb授業の学修成果について取り急ぎ精査する必要がある。

謝 辞

本実践において、早稲田大学の磯 繁雄先生、筑波大学の金谷麻理子先生、木越清信先生、中京大学の眞鍋芳明先生、そして愛知東邦大学の木野村嘉則先生をはじめ、多くの先生方より貴重な情報を提供頂きました。心よりお礼を申し上げます。

注

¹⁾ 開講する全種目の専門実技の履修を保健体育教職課程履修者に強く勧める履修指導方針を維持したまま教職課程として専門実技の全科目必修を部分的な選択必修へと緩和するに至ったのは、次のような理由による。すなわち、本学では、各種目の専門実技の従来担当者が定年などの理由で退職した場合に新規担当者を探すことに一定の困難を伴う事態が複数生じ、全種目を必修としたままでは十分な専門性をもった科目担当者を手配できない事態に陥る可能性が予見されたということである。同様に、2018年度以降の入学者からの保健体育教職課程のカリキュラム改定に際しては、体づくり運動、ゴール型の種目として中学校体育分野で取り上げられているハンドボール、同じくネット型の卓球についても新規開講科目として新設することを検討したが、適切な科目担当者を見つけることが困難であるという理由から新規科目の開設を見送っている。

²⁾ 2020年度には、水泳の専門実技の科目担当者(専任教員)が海外在外研究のため不在となる予

定となっていた。このため、水泳の専門実技については、2020 年度には複数の非常勤講師による担当予定となっており、非常勤講師の都合に応じて開講曜日・時限が変則的なものとなっていた。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い当該専任教員の海外在外研究は延期となり、水泳の専門実技については、一部、従来の専任教員の担当となったが、開講曜日・時限は変則的なものままとされている。

- 3) コース臨時会議が開催された4月9日時点では、本学の春学期は14週間の授業期間と1週間の試験期間で構成することとされていたため、春学期のだけ合わせ開講については春学期開講科目の7コマのWeb授業+秋学期開講のだけ合わせ科目の7コマのWeb授業で構成することを念頭に置いていた。これに対して、4月10日には、春学期については14週間の授業期間しか設けられていない中で、15コマ分の講義資料を作成しポータルサイトに掲示する旨の大学の指示が学科主任より学科構成員に伝達された。このため、4月10日以降には、だけ合わせ開講はガイダンス1コマのWeb授業+春学期開講科目の7コマのWeb授業+秋学期開講のだけ合わせ科目の7コマのWeb授業で構成することを念頭に置くこととしたが、4月28日に春学期のすべての授業をWeb授業とし、試験期間に予定されていた定期試験は中止して15週目の授業期間に振り替えることが通知されるまでの間には、15週目のWeb授業をいつ実施するのかということは不明であるという混乱が存在した。
- 4) 本学では4月21日よりだけ合わせ開講を想定した専門実技のWeb授業としての開講が開始されたが、学部教務主任を介してだけ合わせ開講という臨時的対応策の実施を認める旨の大学側からの正式な返答がなされたのは、すでにだけ合わせ開講が開始された4月28日のことである。
- 5) 本学では4月28日には2020年度春学期の全授業をWebにて実施することが決定された。しかしその後、緊急事態宣言の解除に伴い、5月22日には、歯学部、短期大学部、技工専門学校の一部の実習科目に限って6月1日以降より最大限の配慮のもとに対面授業を再開するという計画修正が発表された。この発表を受けて、本学において専門実技を開講している学科の学部長より、大学側に対面授業の許可を申請するために各学科で対面授業としての開講が不可欠な科目をリストアップし、対面授業の最低限の実施希望回数と感染症対策を踏まえた実施計画を取りまとめることが指示された。

以上の指示を2020年度春学期に本学で開講する専門実技において唯一の完全Web授業を実施することとなっていたサッカーの専門実技の担当教員に伝達したところ、当該教員からは対面授業への移行を「強く希望」する旨が5月25日には筆者に伝えられ、6月4日には感染症対策を踏まえた詳細な実施計画書が提出された。その後、この計画書は6月8日には学部長及び学部教務主任によって取りまとめられて大学教務部長宛てに提出されたものの、学部教務主任によればいくつかの理由を根拠に対面授業の実施は許可されなかったとのことである。そこで、学部長及び学部教務主任は追加の理由書を添えて6月15日に改めて対面授業の許可申請を提出し、6月18日にはようやくサッカーの専門実技の対面授業としての実施が大学からは許可された。

ただし、以上の経過と並行して、サッカーの専門実技の受講者に対してサッカーの専門実技の開講曜日における他科目の履修状況や対面授業実施に関する受講者の意向についてのアンケート調査を実施したところ、受講者の大部分がサッカーの専門実技の対面授業実施を希望している一方で、通学に際して公共交通機関を利用することに対する不安を感じる受講者が存在することやサッカーの専門実技の開講日に Microsoft Teams を活用したオンライン授業を行っている科目を履修している受講者が存在することが確認された。そして、サッカーの専門実技の担当教員によって以上の情報は総合的に検討され、サッカーの専門実技のみのために通学するという受講者への負担、通学に伴う他のオンライン授業等の受講への影響、受講者に参加・不参加のばらつきが生じる可能性などを考慮して、担当教員自身の判断により、春学期の授業期間中の実技を伴う対面授業の実施は見送られた。そして、代替案として、担当教員は春学期中の最後の2コマの授業を休講とし、春学期の授業期間の終了後の8月2日(日)にその2コマの補講を実技を伴う対面授業として実施する計画を立てて準備を進めていたところ、愛知県内で再び感染症の感染拡大が発生し、7月22日には学部長より再び対面授業の当面の自粛要請が行われて、最終的に春学期のサッカーの専門実技における対面授業の実施は見送らざるを得なかった。

- 6) 本学では、学期開始前に教務課へ申請しFD委員会における審査を受けることにより、専任教員が担当する授業に当該科目の単位を修得し終えた上級生を受講者の学修支援のためのアシスタント(ラーニング・アシスタント)として雇用・配置できる制度が存在する。

文 献

- ・ 秋吉嘉範(1981)陸上競技に関する研究:教員養成系大学の陸上競技開講内容についての調査. 福岡教育大学紀要 第5分冊 芸術・保健体育・家政科編, (31): 151-156.
- ・ 国立教育政策研究所教育課程研究センター(2020)「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料:中学校保健体育.
https://www.nier.go.jp/kaihatsu/pdf/hyouka/r020326_mid_hokent.pdf (参照日:2020年4月27日)
- ・ 黒須雅弘・木村華織・中田有紀(2015)陸上競技の授業報告:教材としての短距離走の学習方法とハードル走の評価方法. 東海学園大学教育研究紀要 スポーツ健康科学部, (1): 72-77.
- ・ 文部科学省総合教育政策局教育人材政策課(2020)令和2年度における大学・専門学校等の教職課程の実施に関するQ & A(令和2年4月17日時点). 令和2年4月17日付事務連絡.
https://www.mext.go.jp/content/20200417-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf (参照日:2020年4月27日)
- ・ 内閣官房(2020a)新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言(令和2年4月7日発出).
https://corona.go.jp/news/pdf/kinkyujitai_sengen_0407.pdf (参照日:2020年4月27日)
- ・ 内閣官房(2020b)新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更(令和2年4月16日発出).
https://corona.go.jp/news/pdf/kinkyujitaisengen_gaiyou0416.pdf (参照日:2020年4月27日)
- ・ 野津一浩・山崎朱音・岡端 隆・新保 淳(2015)保健体育科におけるカリキュラム構成の将来的展望

について(第三報):授業の積み上げを意図した「保健体育科教育法」と「教科に関する科目(実技)」の授業内容の連携について. 静岡大学教育学部附属教育実践総合センター紀要, (24): 145-154.

- ・ 星槎大学(2018)教員免許状取得方法ガイド:中高 1 種(保健体育)(別表第 1 を利用して取得する場合).

http://seisa.ac.jp/license/images/seisaac_license_guide_jhhhotai.pdf (参照日:2020年4月27日)

- ・ 植屋清見・比留間浩介(2007)本学教育人間科学部の保健体育専修・スポーツ健康科学コースにおける「陸上」・「スポーツ健康科学実習 I」の行われ方と専門実技教科のあり方. 山梨大学教育人間科学部附属教育実践総合センター研究紀要, (12): 13-24.
- ・ 山崎朱音・野津一浩・新保 淳(2014)保健体育科におけるカリキュラム構成の将来的展望について(第二報):「教科内容指導論」からみた「教科教育法」と「教科に関する科目(実技)」の位置づけ. 静岡大学教育学部附属教育実践総合センター紀要, (22): 161-169.